羽曳野市財政健全化計画

（平成２６年度～３０年度）

平成２６年２月

羽曳野市

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．これまでの財政健全化の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．財政の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（１）市税・地方交付税の推移　・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（２）自主財源と依存財源の推移　・・・・・・・・・・・・・・ 5

（３）義務的経費の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（４）経常収支比率の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（５）財源調整に使用できる基金の推移　・・・・・・・・・・ 6

（６）健全化判断比率の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（７）地方債現在高の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（８）住民１人当たりでみた羽曳野市の財政状況　・・・・・・・ 8

３．今後の財政収支見通し（試算）　・・・・・・・・・・・・・・ 9

４．第３期財政健全化計画

（１）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（２）目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（３）目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（４）目標効果額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（５）計画の進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（６）財政健全化の取組項目　・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

主な財政用語の解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

はじめに

本市では、「行財政改革大綱」（平成１８年３月策定）の実施計画のひとつである「羽曳野市財政健全化計画」に、これまで２期にわたって取り組み、債務を縮減し、収支均衡を図りつつ、柔軟な財政構造の構築をめざして取り組んでまいりました。その結果、平成１８年度以降、平成２４年度までの一般会計で、連続して黒字決算を維持することができました。

これは、市民の皆様のご理解のもとで財政健全化を着実に進めてきた結果に加えて、いわゆる「依存財源」と呼ばれる、国からの地方交付税などが増加したことも要因となっています。

日本経済は、昨年以降緩やかな回復を続けており、各種の経済指標にもその結果が着実に表れているように見えますが、ひるがえって当市の財政状況を見てみますと、まだ健全な状態とは断言できないのが現状です。市税収入の大幅な増加が見込めない中、少子高齢化の進展等による扶助費の増加や、過去の施設建設等に際し発行した地方債償還額の高止まり傾向が続いています。こうした収入・支出の状況により、財政構造の柔軟性を示す「経常収支比率」は、９７％台という水準にあります。これは、市税や普通交付税などの経常的な収入のほぼすべてが公債費や人件費、扶助費などの経常的な支出に充てられるため、それ以外の用途に使用できる額が非常に少ないということを意味しており、多様化する市民ニーズや大規模災害などの突発的な財政需要に対して、当市の裁量で柔軟に対応することが困難な状況です。

今後の当市を取り巻く財政環境は、こうした財政構造上の課題が残っていることから、当面楽観視できない状況が続くものと予想されます。そして今後、前述の「依存財源」による収入が少なくなると、収入全体に占めるその割合が高い当市では、確実に財政悪化を招くことになります。

行財政改革にゴールはありません。収入の確保をはじめ、事務事業の効率化・適正化など、収入・支出両面で「不断の改革」を推し進め、次代に過重な負担を送ることなく、収支均衡の下で柔軟な財政構造と堅実な財政基盤を確立するため、ここに新たな「羽曳野市財政健全化計画」を策定することといたしました。

1. これまでの財政健全化の取組

本市においては、平成９年度に「羽曳野市行政改革大綱」を策定し、効果的・効率的な事務事業を推進してきました。しかし、景気低迷による市税収入の大幅な減少などにより財政状況は悪化し、平成１３年度決算において赤字財政に陥りました。

こうした状況の中、平成１４年度において「維新実行プラン」を策定し財政の立て直しに努めたものの、平成１６年度決算では８億円を超える赤字を抱え、目標とする平成１７年度の赤字解消を実現する見通しには至りませんでした。

このため、平成１７年度に、収支バランスのとれた持続可能で自立的な財政運営を確立するため、「羽曳野市行財政改革大綱」および「羽曳野市財政健全化計画」を策定し、強力に財政健全化の取り組みを推し進めました。

これらの取り組みは一定の成果をあげ、平成１８年度決算において実質収支が６年ぶりに黒字に転換し、以来連続して黒字財政を維持しています。加えて、平成２１年度以降、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことができています。

しかしながら、これは歳入の根幹たる市税収入の減少を国から交付される地方交付税などによって補填できた結果であり、厳しい国の財政状況を鑑みると、これらの補填が長期に渡って継続されるとは考えにくい状況にあります。また、社会保障費の増嵩など従来からの課題に加え、防災・減災対策や、公共施設・インフラの老朽化に伴う更新費用の増大など新たな課題への対応も求められ、中期財政計画における今後の見通し（※１１頁参照）では、財政健全化に取り組まなければ再び赤字財政に転落する見込となっています。

新計画では、平成３０年度までの累積見込赤字を解消し、なお４００億円（普通会計）を超える市債残高の縮減に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる財政構造の確立を目指し、引き続き財政健全化の取り組みを着実に進める必要があります。

← 赤字財政 →

（単位：百万円）

普通会計	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入総額	34,673	34,805	37,730	36,373	34,730	36,231	35,388	34,243	36,408	40,397	36,729	38,788
歳出総額	35,380	35,818	38,482	37,148	35,152	36,031	35,054	34,112	35,962	39,676	35,881	38,624
形式収支	▲707	▲1,013	▲752	▲775	▲422	200	334	131	446	721	848	164
翌年繰越額	125	74	181	30	20	1	78	68	54	71	77	86
実質収支	▲832	▲1,087	▲933	▲805	▲442	199	256	63	392	650	771	78
財政調整基金のとりくずし	0	250	50	150	0	300	0	253	0	0	0	0

財政調整基金	785	737	688	539	651	391	596	601	919	1,313	1,965	2,727

借金（※）	48,760	48,195	49,252	48,709	47,419	47,847	47,761	46,762	46,333	45,720	44,122	42,766

※借金＝地方債残高【建設地方債、赤字地方債等（減税補填債・臨時財政対策債・臨時税収補填債・退職手当債）】

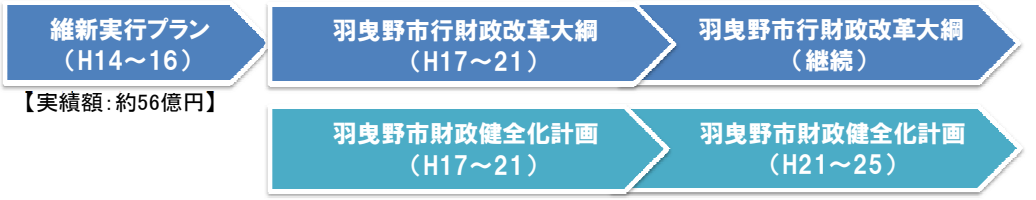

【実績額：約56億円】

【目標額：71億円　実績額：約52億円】【目標額：49億円　実績見込額：約49億円】

第2期羽曳野市財政健全化計画（平成22年3月策定）取り組みの成果について

◎第2期健全化計画の実績見込み【目標額49億円】

（単位：百万円）

取組項目		5年間の実績見込み額
歳出削減策	人件費の削減	1,780
	物件費等の削減	726
	特別会計繰出金の削減	339
	一部事務組合負担金の削減	219
	外郭団体等助成金の削減	182
	市単独扶助制度の見直し	69
	その他単独扶助制度の見直し	8
	施設の統廃合	136
	建設事業費の見直し	▲ 1,115
歳入確保策	市税等の徴収率の向上	366
	受益者の適正な負担	688
	市所有地の有効活用	565
	その他の収入の追求	912
合　計		**4,875**

※平成25年度については、予算額ベースで計上しております。

２． 財政の現状

（1）市税・地方交付税の推移（市税収入は減少傾向）

市税収入は、平成９年度をピークに減少傾向にあります。推移は〔図表１〕のとおりです。２４年度は１２４億９千６百万円で、景気低迷の影響や評価替えに伴う固定資産税の減収等により、２３年度と比べて３億２千１百万円の減額となりました。ピーク時と比べると約２４億円の減となっています。

地方交付税（普通交付税）ならびに臨時財政対策債の推移は〔図表２〕のとおりです。１６年度以降減少傾向にあった地方交付税は、地域主権の流れのもと２２年度に回復し、以降増額が図られています。臨時財政対策債は１３年度からの制度で、本来交付税措置されるべき一定額が赤字地方債に振替えられ、後年度に元利償還金が全額交付税算入されるものです。２４年度においては両方の合計ベースで２３年度に比べて２億６千２百万円の増加となっています。

〔図表１〕

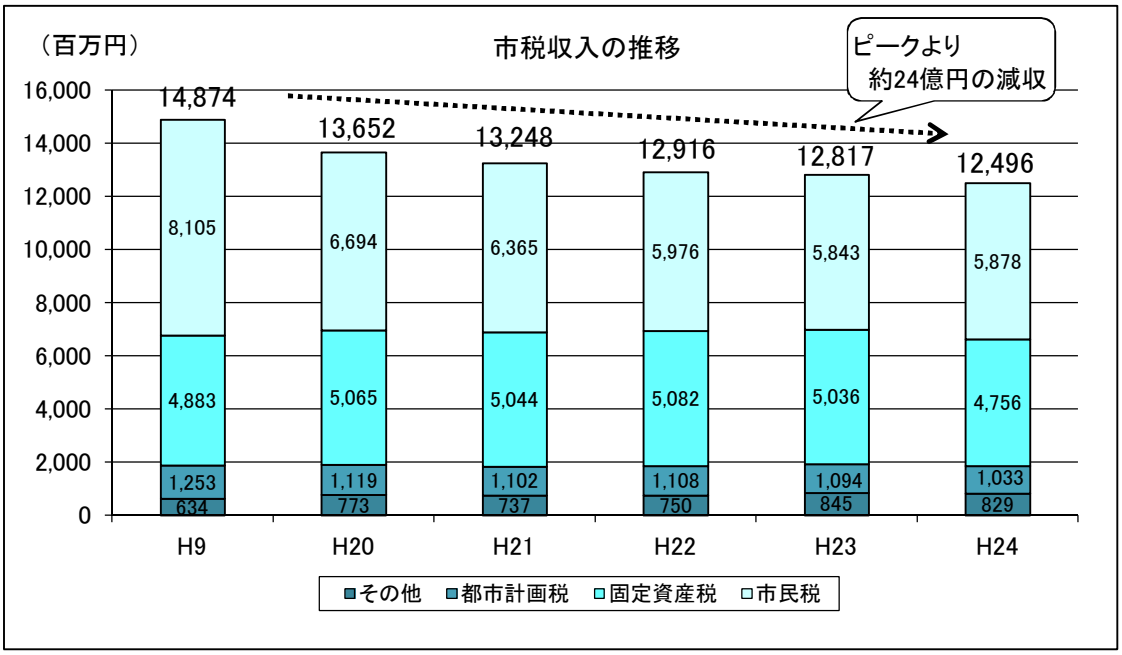

※合計額については、百万単位で四捨五入しているため、誤差が生じている箇所があります。

〔図表２〕

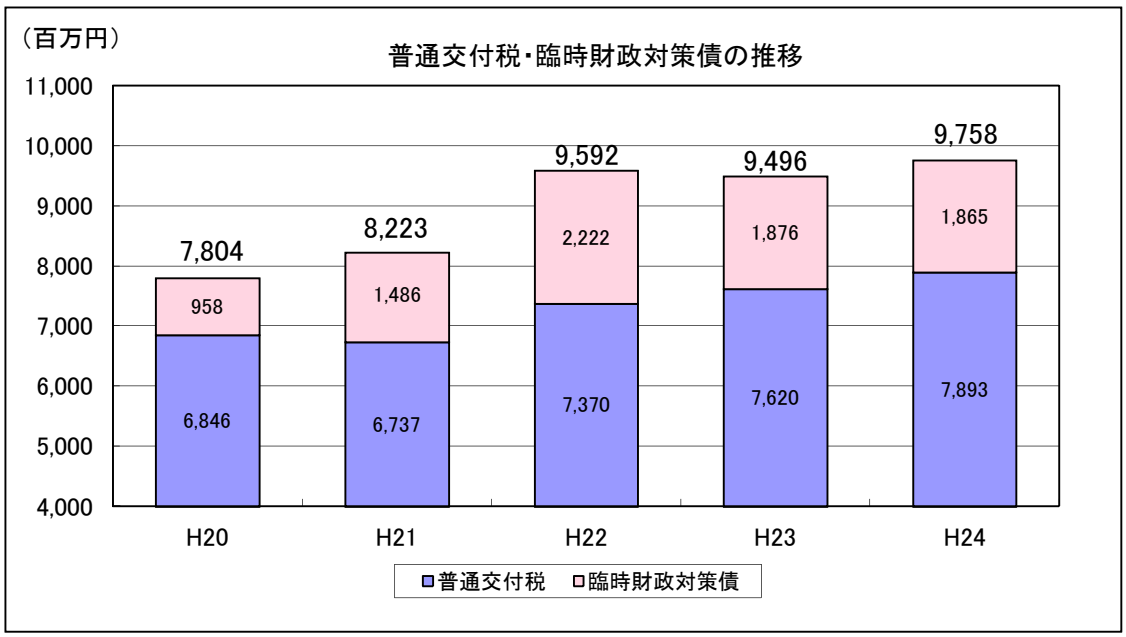

（2）自主財源と依存財源の推移（低い自主財源比率）

自主財源と依存財源の推移は〔図表３〕のとおりです。自主財源とは自治体が自らの権限で収入することができる財源のことで、具体的には地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などです。依存財源とは国や府の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする財源のことで、国庫支出金、府支出金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、地方債などです。歳入全体に占める自主財源が多ければ、それだけ国や府の制度見直しなどの影響を受けにくく、財政運営の自主性、安定性が確保されるといえます。

平成２４年度については、地方交付税の伸びや退職手当債等の発行による地方債の増などにより依存財源は４億４千３百万円増加しました。一方、自主財源についても、土地開発基金廃止に伴う繰入金の増などにより１６億１千６百万円増加しました。２３年度と比べ、自主財源比率は２ポイント増加していますが、依然として低い水準が続いています。

〔図表３〕

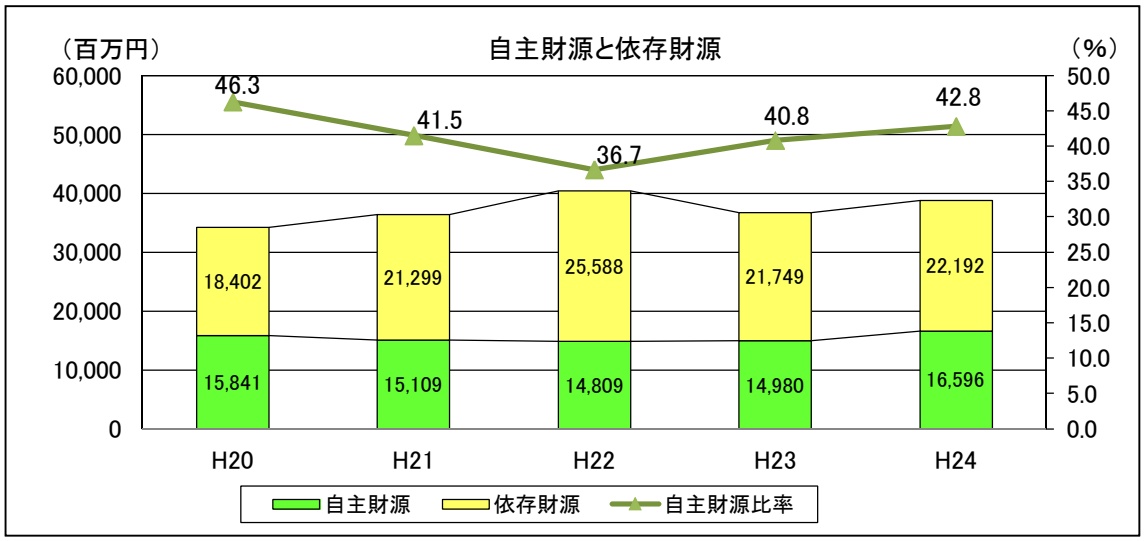

（3）義務的経費の推移（人件費は減少傾向、扶助費は増加傾向、公債費は高止まり）

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移は〔図表４〕のとおりです。人件費は平成１９年度以降、職員数の削減等により減少していましたが、２４年度は退職手当の増などにより２億２千万円の増加となっています。扶助費は生活保護費や障害者自立支援給付費の増などにより、１９年度から増加傾向にあります。公債費は、過去に整備した施設の建設費償還が続く中、近年発行した臨時財政対策債などの赤字地方債の償還分が加わり、高止まりの状況となっています。

〔図表４〕

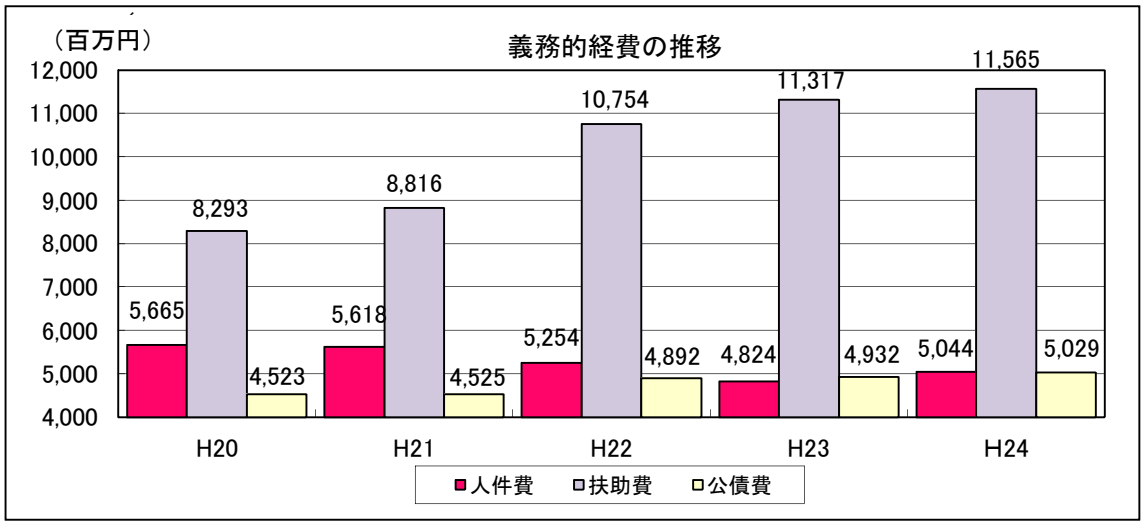

（4）経常収支比率の推移（硬直した財政構造）

市税や普通交付税などの経常一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの経常経費に充てられる経常経費充当一般財源の割合である経常収支比率の推移は、〔図表５〕のとおりです。平成２４年度は繰出金、扶助費などが増加したため、９７．９％となり、２３年度よりも３．４ポイント悪化し依然高い水準となっています。

〔図表５〕　※減収補填債（特例分）、臨時財政対策債を経常一般財源に加えています。

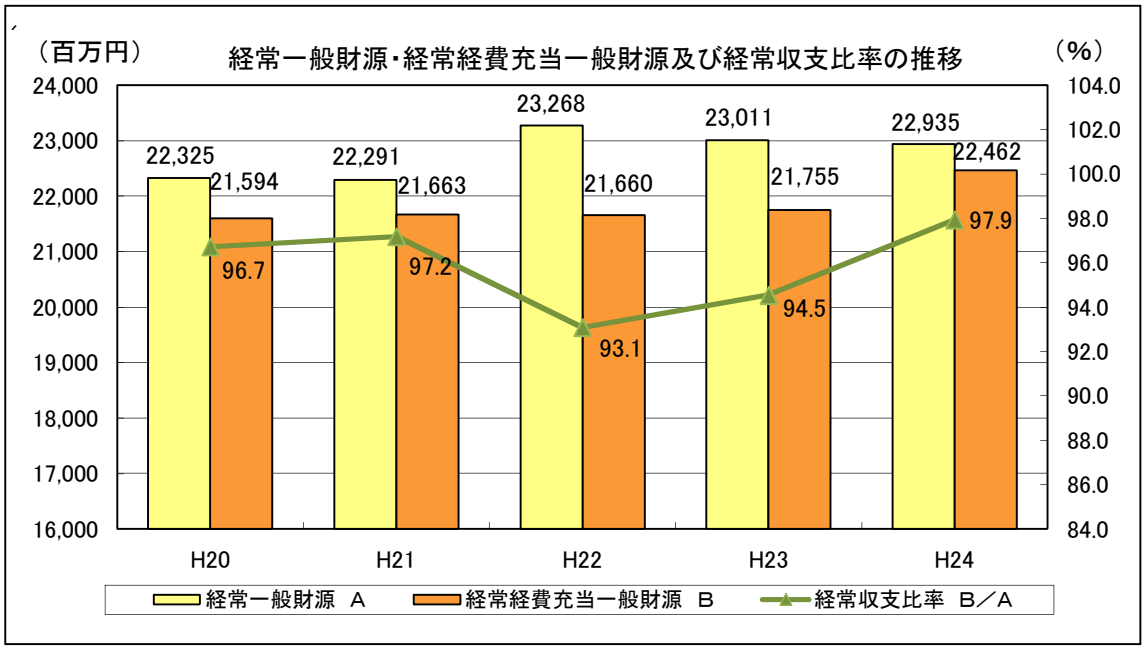

（5）財源調整に使用できる基金の推移（増加傾向〔将来の財源不足時に備えて〕）

財源調整に使用できる財政調整基金・公債費管理基金・公共施設整備基金の主要３基金の２４年度末残高は、２３年度と比べ７億８千３百万円増加し、２９億７百万円となっています。

〔図表６〕

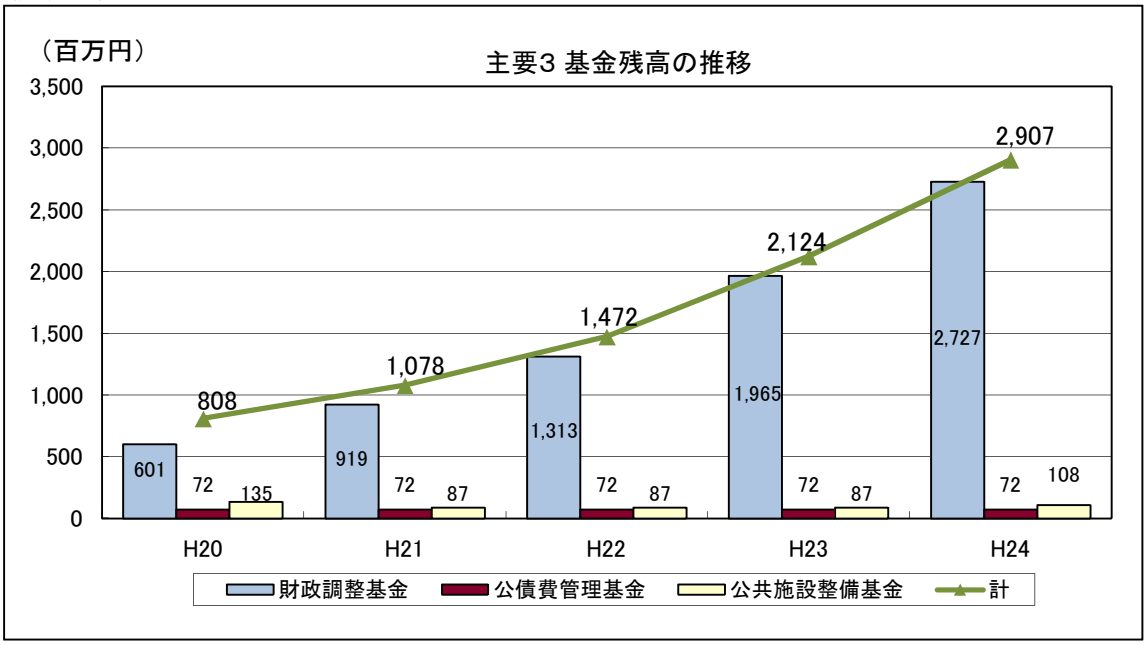

（6）健全化判断比率の推移（すべての指数が早期健全化基準以下）

健全化判断比率とは、財政の健全度を示す指標で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成１９年度決算より毎年度公表することとなった「赤字」と「借金」に関する指標です。判断比率の１つでも早期健全化基準を超えると財政健全化団体に、また、財政再生基準を超えると財政再生団体になり、財政運営に制約がかかることになります。

本市の比率を見ると、２４年度は実質公債費比率が１０．８％、将来負担比率が９８．７％で、すべての会計において実質赤字が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率の計上はなく、いずれも早期健全化基準以下となっています。しかし、類似団体と比較すると、実質公債費比率・将来負担比率ともに類似団体平均より高いことから、数値については今後も留意が必要です。

〔図表７〕

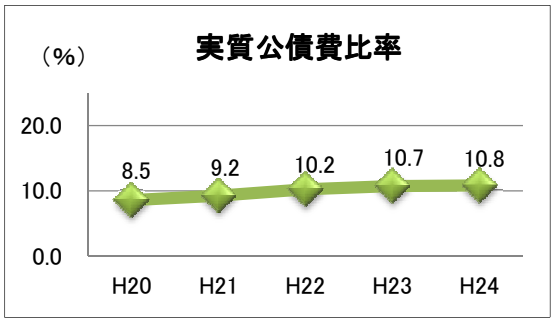

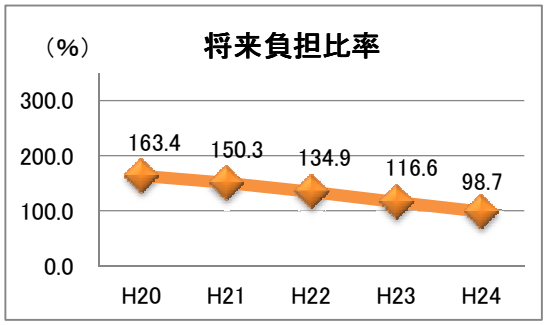

（単位：%）	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成２４年度	—	—	10.8	98.7
早期健全化基準	12.26	17.26	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

（7）地方債現在高の推移（減少傾向ではあるものの依然として高い借金残高）

地方債現在高の推移は〔図表８〕のとおりです。平成２４年度末現在高は２３年度に比べて１３億５千６百万円減の４２７億６千６百万円（普通会計）となっています。建設地方債の現在高は１２年度をピークに減少している一方、臨時財政対策債等の発行により赤字地方債の割合が増加しています。

〔図表８〕

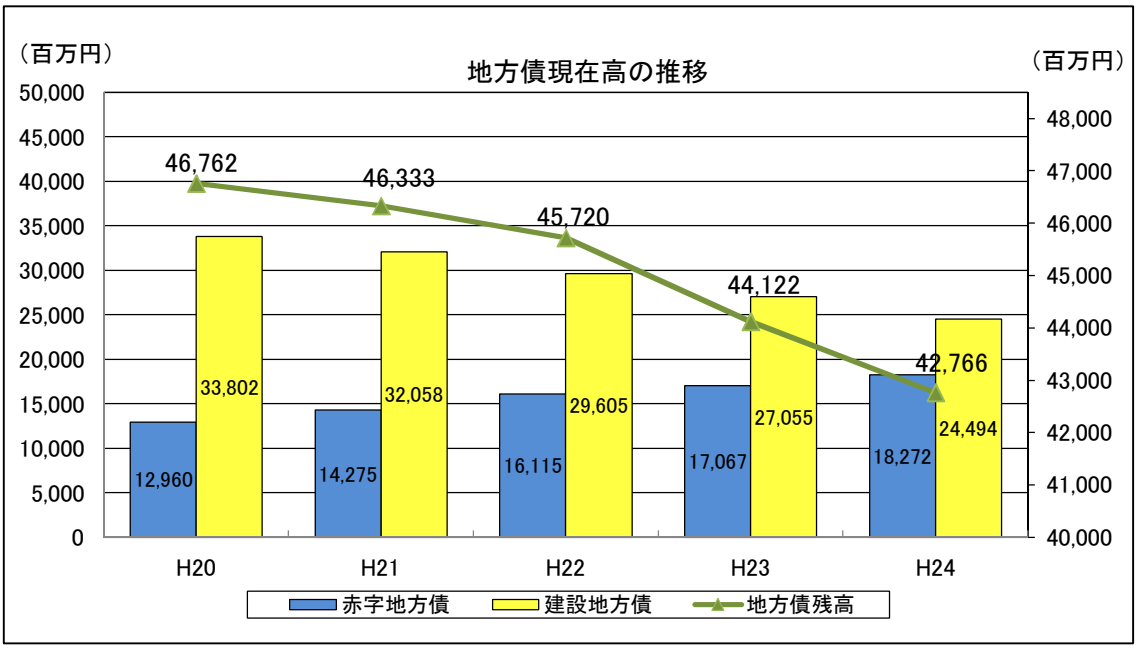

※赤字地方債・・減税補填債、臨時税収補填債、臨時財政対策債、退職手当債

（8）住民1人あたりでみた羽曳野市の財政状況

平成２４年度決算に基づく、住民１人あたりでみた大阪府市町村４１団体における羽曳野市の順位などは、下記のとおりです。６頁の（５）で、財政調整に使用できる基金が着実に積み上がっている状況を記載しましたが、市全体での積立金で言えば府内４１団体中３９位と、まだまだ低い位置にいることが分かります。また、公債費については、近年約５０億円もの返済を毎年行っているため順位は１０位と高く、地方債残高についても減少しているとは言え依然として高い、１２位という状況にあります。

（平成24年度大阪府内市町村決算より（大阪市・堺市を除く））

	項　　目	羽曳野市	順　位（41団体中）	府内市町村平均
歳入関係	税　関　係			
	個人住民税	45,110　円	26位	52,683　円
	法人住民税	5,317　円	29位	10,266　円
	固定資産税	36,352　円	33位	48,459　円
	地方税合計	107,208　円	35位	140,750　円
	徴収率（市町村税計）	92 ％	36位	94 ％
	自　主　財　源	142,378　円	29位	170,408　円
	一　般　財　源	206,449　円	27位	210,581　円
歳出関係	義務的経費			
	人　件　費	43,278　円	41位	59,199　円
	うち 職員給	27,692　円	41位	37,924　円
	〈参考〉　賃　金	5,094　円	8位	2,743　円
	扶　助　費	99,222　円	8位	95,883　円
	うち 単独扶助費	14,137　円	4位	10,464　円
	うち 社会福祉費	22,009　円	1位	16,675　円
	公　債　費	43,144　円	10位	32,325　円
	義務的経費合計	185,644　円	18位	187,406　円
	普通建設事業費	29,804　円	11位	25,305　円
その他	積立金残高	30,167　円	39位	57,867　円
	地方債残高	366,901　円	12位	286,451　円
	債務負担行為による平成25年度以降の支出予定額	54,931　円	13位	49,117　円
	土地開発公社保有高	41,841　円	5位	25,668　円
	将来にわたる実質的な財政負担	391,665　円	9位	277,701　円

※ ＜参考＞ 賃金　：賃金として支払っている対象は、期間を定めて臨時的に雇用している臨時職員、嘱託職員などであり、人件費として支出している議員や正規職員などは含まれません。

※ 社会福祉費　：社会福祉事業費（主に障害者自立支援給付費）、医療費（老人を除く障害者、ひとり親家庭、乳幼児の3医療費）で構成されます。

※ 将来にわたる実質的な財政負担　：　地方債残高 ＋ 債務負担行為による平成25年度以降の支出予定額 － 積立金残高

３．今後の財政収支見通し（試算）

平成１７年度からの２期にわたる財政健全化計画のもとで、継続して財政の健全化に取り組んだことにより、平成１８年度以降黒字決算を堅持しています。

しかしながら、地方財政を取り巻く環境は依然として不安定な状況が続いており、地方交付税等の依存財源に頼った財政運営となっています。歳入においては、国の財政が慢性的な危機状態にある中、将来においてもこのままの水準で地方交付税等の財源措置がなされる保証はなく、歳入の根幹である市税についても、景気の見通しや人口減少の影響を受け、増収は見込みにくい状況にあります。また、歳出においては、超高齢化による社会保障関連経費の増加が確実視されており、近年増加している赤字地方債の発行及び過去の施設建設等に際し発行した地方債の償還費が高止まりの傾向にあるなど、近い将来、収支状況の悪化と財政の硬直化が進行することも予想されます。

こうした中、本市の今後の財政収支見通しを、平成２５年度決算見込額をベースに、いくつかの前提条件を設定したうえで試算しました。それによると、このまま財政健全化に取り組まなければ、平成２６年度には実質収支が約２億６百万円の赤字となり、その後も赤字額が累積されていく見通しです。

この財政収支見通しは、社会経済情勢等の変化により相違が生じるものとは思われますが、歳入が歳出に対し不足し、毎年赤字が増えていくという傾向は続くものと予想しています。景気は緩やかな回復局面にあるとは言え、市財政に与える影響は不透明であり、一度赤字財政に陥ると、その解消は非常に困難なものとなります。そのため、今後とも、国や府の動向に十分注視するとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に配分及び執行し、引き続き歳入の確保及び歳出の抑制に努めなければなりません。将来に過重な負担を先送りしないという責任をもって、持続可能な行財政運営を確実なものとすることが、この健全化計画の最大の目標となります。

≪収支見通しの前提条件≫

【歳　　入】

（１）市税

税制改正及び過去の実績などを加味し、各種の景気統計調査を参考にしながら、それぞれの税目ごとに見込んでいます。

（２）譲与税・交付金

平成２５年度見込をベースに、伸び率０で設定しています。

（３）地方交付税

普通交付税の基準財政収入額は、市税等の推移を基に算出し、基準財政需要額は、近年の伸び率及び公債費等を基に算出しています。特別交付税は、平成２５年度見

込をベースに、平成２６年度以降の特別交付税割合の引き下げは見込んでいます。

（４）国・府支出金

平成２５年度見込をベースに、普通建設事業費分以外は、扶助費の伸び率で設定しています。普通建設事業費分は、普通建設事業計画に基づき計上しています。

（５）繰入金

平成２６年度以降は、財政調整基金からの繰入のみを計上しています。

（６）市債

建設地方債は、普通建設事業計画に基づき計上しています。臨時財政対策債は、現行制度が維持されるものとして平成２６年度以降、１７億円で設定しています。退職手当債は平成２６年度以降、発行可能額で見込み、第三セクター等改革推進債は平成２５年度発行、平成２６年度からの償還開始で見込んでいます。

【歳　出】

（１）人件費

退職手当は定年退職者分のみを計上し、平成２５年度以降、調整率の段階的削減を見込んでいます。職員数は平成２６年度以降、平成２６年４月１日見込数で固定しています。給与改定は平成２５年度以降０とし、定期昇給のみを見込んでいます。

（２）扶助費

平成２５年度見込をベースに、３．７％（直近２カ年平均）の伸び率で計上しています。

（３）公債費

平成２５年度以降、発行債の借入利率２．０％で計上しています。

（４）物件費

平成２５年度見込をベースに、伸び率０で設定しています。

（５）補助費等

平成２５年度は土地開発公社の解散経費を含んでいます。一部事務組合分は、環境・消防各組合の財政運営計画により計上し、それ以外は、平成２５年度見込をベースに伸び率０で設定しています。

（６）繰出金

国民健康保険・公共下水道特別会計は、財政運営計画をベースに設定し、介護保険特別会計は、平成２５年度見込をベースに６．１％（直近２カ年平均）の伸びで設定しています。後期高齢者医療広域連合への負担金（特別会計分）は繰出金扱いとし、平成２５年度見込をベースに７．１％（直近２カ年平均）の伸び率で計上しています。

（７）投資的経費

普通建設事業計画により、各年度の建設事業費を見込んでいます。

中期財政収支見通し（普通会計）

平成25年8月31日現在

（単位：百万円）

科目		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入	市税	12,496	12,301	12,250	12,100	12,185	12,272	12,170
	譲与税・交付金	1,510	1,501	1,501	1,501	1,501	1,501	1,501
	地方交付税	8,192	8,363	8,592	8,577	8,484	8,553	8,586
	国庫・府支出金	9,502	9,572	9,960	10,520	10,614	10,980	10,754
	繰入金	1,920	64	200	200	200	100	100
	市債	2,988	6,918	3,072	2,746	2,565	2,404	2,404
	その他	2,180	4,613	1,598	1,323	1,323	1,323	1,323
	合計（A）	38,788	43,332	37,173	36,967	36,872	37,133	36,838
歳出	人件費	5,044	4,466	4,530	4,628	4,362	4,409	4,590
	退職金	733	229	263	316	137	158	339
	その他	4,311	4,237	4,267	4,312	4,225	4,251	4,251
	扶助費	11,565	11,914	12,355	12,812	13,286	13,778	14,288
	公債費	5,029	6,366	4,827	4,727	4,678	4,451	4,132
	物件費	4,167	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331
	補助費等	3,422	7,326	3,192	3,200	3,177	3,182	3,182
	繰出金	5,023	5,128	5,209	5,427	5,654	5,894	6,144
	投資的経費	3,474	1,697	2,389	2,242	1,682	1,456	1,085
	その他	900	1,829	546	113	113	113	113
	小計	38,624	43,057	37,379	37,480	37,283	37,614	37,865
	前年度繰上充用金	0	0	0	206	719	1,130	1,611
	合計（B）	38,624	43,057	37,379	37,686	38,002	38,744	39,476

歳入歳出差引額（C）＝（A）－（B）	164	275	▲ 206	▲ 719	▲ 1,130	▲ 1,611	▲ 2,638
翌年度へ繰越すべき財源（D）	86	0	0	0	0	0	0
実質収支（累積赤字）（E）＝（C）－（D）	78	275	▲ 206	▲ 719	▲ 1,130	▲ 1,611	▲ 2,638
単年度収支（（E）－前年度（E））	▲ 693	197	▲ 481	▲ 513	▲ 411	▲ 481	▲ 1,027

（参考）健全化判断比率による早期健全化基準及び財政再生基準突入ライン（平成24年度基準による）

〈早期健全化基準〉標準財政規模　22，604百万円×▲12.26%＝▲2，771百万円
〈財政再生基準〉　〃　〃　×▲20%　＝▲4，521百万円
} 実質収支ベース

※財源調整として使用できる基金

公債・公共・財調年度末基金残高		2,907	2,985	3,060	2,860	2,660	2,560	2,460
	公債費管理基金	72	72	72	72	72	72	72
	公共施設整備基金	108	146	283	283	283	283	283
	財政調整基金	2,727	2,767	2,705	2,505	2,305	2,205	2,105

※　この中期財政収支見通しは、平成25年8月31日現在の試算であり、その後の景気動向等により、歳入歳出の各項目において相違が生じています。

４．　第３期財政健全化計画

（１）計画期間

平成２６年度～３０年度　５年間

（２）目的

行財政改革大綱の取り組むべき基本項目である「財政健全化」を実現するため、以下のとおり策定するものです。

（３）目標

1　収支の均衡を図り、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる財政構造を確立します。
2　次代に負担を先送りしないため、債務の縮減を図ります。
3　当市「総合基本計画」を着実に実行できる行財政システムを構築します。

目標１　収支の均衡を図り、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる財政構造を確立します。

【ポイント】

○基金からの繰入などに頼らず、黒字を維持できるよう、歳入に見合う歳出を組み立てることが肝要です。
○常に９０％を超えている高い経常収支比率を早期に改善し、災害など突発的な支出や社会経済情勢の変動、市民ニーズなどに弾力的に対応しうる財政構造を確立することが急務となっています。

■ 基本的な対応方向

○市税などの徴収率向上のほか、経常一般財源の充実
○特別会計への基準外繰出金、市単独扶助費（個人給付や財源保障が脆弱で一般財源所要額の多い事業を中心に）、人件費（適正な人員配置や給与体系の確保）、外郭団体助成金や一部事務組合負担金など、経常経費の削減
○自主財源の確保（広告料等の税外収入、受益者負担の適正化 など）

目指すべき数値目標（普通会計）

◆経常収支比率　　平成３０年度末　８９．０％
（平成２４年度末現在　９７．９％）

目標２　次代に負担を先送りしないため、債務の縮減を図ります。

【ポイント】

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成２１年４月施行）で規定されている４つの健全化判断比率：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、１つでも早期健全化基準を超えると財政健全化団体になり、財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）及び計画の実施状況の議会への報告と公表が義務づけられます。また、比率がさらに悪化し、財政再生基準を超えると財政再生団体になり、国等の関与による確実な再生が義務づけられるなど、財政運営に大きな制約がかかることになります。当市の比率を見ると、いずれも「早期健全化基準」に達していませんが、公債費による財政負担の度合いを示す「実質公債費比率」や、地方債及び債務負担行為に基づく支出予定額の財政規模に対する割合である「将来負担比率」は、府内他市町村に比べて高い水準にあり、改善が必要です。

○実質公債費比率及び将来負担比率をこれ以上悪化させないためにも、地方債（借金）残高を適正に管理し、債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を縮減するなど、将来を見越した財政運営を行うことが重要となります。

■ 基本的な対応方向

○普通建設事業の選択と集中により、地方債の新規発行を抑制

○毎年度の地方債の新規発行額は、当該年度の元金償還額を超えないことを原則とする。

○新規に地方債を発行する場合でも、後年度の返済にあたり地方交付税の基準財政需要額に算入のある地方債の選択に努める。

目指すべき数値目標（普通会計）

◆赤字地方債をのぞく建設地方債残高

平成３０年度末　１６９億円（平成２４年度末現在　２４５億円）

◆実質公債費比率

平成３０年度末　９．２％（平成２４年度末現在　１０．８％）

◆将来負担比率

平成３０年度末　６０．０％（平成２４年度末現在　９８．７％）

目標３　当市「総合基本計画」を着実に実行できる行財政システムを構築します。

当市の第５次総合基本計画（平成１８～２７年度）及びその後の総合基本計画における項目を着実に実行できるよう財源を確保し、最少の経費で最大の効果を生み出せる効率的な行財政システムを構築していきます。

（４）目標効果額

２７億円

（５）計画の進行管理

この財政健全化計画の進行管理は行財政改革推進本部で行います。

また、社会経済情勢の変化などを踏まえ、毎年度、新たな中期財政収支見通しのもと、当計画の進捗状況及び、計画期間中に新たに取り組むこととなった項目を追加するなど、必要に応じて見直しを実施したうえで公表し、目標の着実な達成に向けて取り組んでまいります。

（６）財政健全化の取組項目

歳出削減策

① 人件費の削減

取組項目	取組内容	担当課
職員数の管理	再任用職員の効率的な配置や各課業務の見直し、委託を視野に入れた事務の効率化を図る中で、総合的に職員数の適正管理に努め、600 人以下でも業務遂行可能な組織体制を目指す。	人事課
職員給与	近隣市や国の動向などをふまえ、適正な給与体系の確保に努める。	人事課
退職者勧奨制度の休止	定年退職者数を考慮し、引き続き休止する。ただし、今後の退職者数の推移を注視しながら、制度の再開時期を見極める。	人事課
超過勤務手当の縮減	事務の効率化による通常勤務時間内の業務遂行に努める。	人事課
特別職給与の見直し	給料カットの継続をする（市長 25%・その他特別職 8%）。	人事課
再任用職員の任用基準等の見直し	引き続き適正な配置に努める。	人事課
人事評価制度の導入	人事評価制度を構築し、職務の業務効率の向上を図る。	人事課
審議会等の整理	各種委員会、審議会等の定員削減や統廃合など簡素化を図る。	行革室 関係課
維持管理業務の見直し	維持管理業務について、委託化を含めた見直しを検討する。	維持管理課
市民課・支所業務見直しの検討	市民課・支所業務のあり方について、見直しを検討する。	市民課・支所

② 物件費等の削減

取組項目	取組内容	担当課
嘱託職員・臨時職員数の管理	事務の効率化などを図る中で、嘱託職員・臨時職員を含めた総合的な職員数の管理を行う。	人事課
学校校務員・園務員業務の委託化	小・中学校校務員及び幼稚園園務員業務（嘱託職員）の委託化、又は臨時職員への切替えを行う。	教育総務課
指定管理者制度の活用	市内公共施設に指定管理者制度を導入し、経費の縮減及びサービスの向上を図る。	行革室 関係課
公共施設・公用車等におけるエネルギー消費量の抑制	市役所本庁舎及び公共施設における適正温度（夏 28℃・冬 20℃）の徹底、蛍光灯からＬＥＤ照明灯への切り替え、公用車の使用抑制等により、温室効果ガス排出量及び経費の削減に取り組む。	管財用地課 施設所管課

契約方法の改善	随意契約の見直しなどにより、入札・契約事務の透明性及び公正な競争を確保する。	契約検査課
予算編成での削減取組	予算査定を通じて、経費の徹底した削減に取り組む。	財政課
選挙投票事務等の見直し	機械化による事務の効率化及び投開票事務の委託を含む職員体制の見直しを図るほか、投票所数について研究する。	選管事務局
内部事務の効率化	各種内部事務の効率化を図る。(ペーパーレス化及び電子決裁の推進、追録図書の見直し、郵送方法の見直し、通知書兼納付書等印刷経費の削減、各種ニーズ調査等の一本化など)	関係課
土地開発公社の解散	第三セクター等改革推進債の発行により、利払いの圧縮を図る。【中期財政収支見通しに反映済み】	財政課

③ 特別会計への繰出金の削減

取組項目	取組内容	担当課
国民健康保険特別会計	独立採算制の原則に立脚した特別会計の運営を行うため、基準外繰出のさらなる圧縮を図る。	保険年金課
公共下水道特別会計	独立採算制の原則に立脚した特別会計の運営を行うため、水洗化率の向上等によって基準外繰出の圧縮を図る。	下水道総務課

④ 負担金・助成金・補助金の削減

取組項目	取組内容	担当課
環境事業組合負担金	組合独自の経営健全化計画の着実な実施を要請する。※資源ごみ処理事業への藤井寺市参入による負担金の減額あり。	行革室 関係課
消防組合負担金	組合独自の経営健全化計画の着実な実施を要請する。	行革室 関係課
社会福祉協議会助成金	外郭団体等改革方針（H19 年 4 月策定）に基づき、団体と協力して健全化に取り組む。	行革室 関係課
シルバー人材センター助成金	外郭団体等改革方針（H19 年 4 月策定）に基づき、団体と協力して健全化に取り組む。	行革室 関係課
エル・エス助成金	外郭団体等改革方針（H19 年 4 月策定）に基づき、団体と協力して健全化に取り組む。	行革室 関係課
その他団体への運営補助金・運営負担金の見直し	効果や必要性などから運営補助金・運営負担金のあり方を検討し、審査を含め交付手続きのあり方を見直す。	行革室 関係課

⑤ 事業の見直し

取組項目	取組内容	担当課
恵我之荘自転車置場管理運営の見直し	管理運営の効率化などによる経費の削減に取り組むとともに、今後の運営のあり方について検討する。	道路課
敬老祝金及び祝品の見直し	高齢化の進展に伴う事業費の増大や近隣市の状況を鑑み、敬老祝金並びに敬老祝品の縮小及び廃止について検討する。	福祉支援課
その他の敬老事業の見直し	高齢化の進展に伴い、敬老会や金婚祝賀会の実施方法を含め施策全般について、見直しを行う。	福祉支援課
社会福祉費の見直し	住民一人あたりの社会福祉費が府内市町村中、常に上位にあることを踏まえ、見直しを図る。	行革室 関係課
施設の効率的運営	施設用途の見直しや統廃合、既存施設の有効活用、指定管理者制度導入などにより、効率的・効果的な施設の運営に努める。	施設所管課
保育園運営の効率化	公立保育園の役割を明確にし、民間活力の導入を検討するなど、効率的な保育園運営に努める。	子育て支援課
国民健康保険料納付組合助成金	効果・必要性・公平性から制度のあり方について検討する。	保険年金課
国民健康保険料前納報奨金	効果・必要性・公平性から制度のあり方について検討する。	保険年金課
国民健康保険料及び介護保険料の賦課方式の見直し	仮算定と本算定の一本化による経費削減について、研究・検討する。	保険年金課 高年介護課
自動交付機証明書交付事業の見直し	自動交付機による証明書交付事業を廃止し、コンビニ交付サービスへ全面移行する。	市民課・支所 関係課
利用実績の乏しい基金の見直し	小企業融資基金など利用実績の乏しい基金について、廃止または預託金の減額を図る。	産業振興課 関係課
休日急病診療所の効率的運営	近隣市との連携による効率的運営を検討する。	健康増進課
生きがいサロン運営方法等の検討	現在介護予防拠点として運営している生きがいサロンについて、地域の健康促進拠点としての機能を追加するなど、施設のあり方及び運営方法を検討する。	高年介護課

⑥ 施設の統廃合

取組項目	取組内容	担当課
公立保育園の統廃合	少子化による児童数の減少や保育ニーズの状況に鑑み、規模の適正化を図る方向で検討を行う。	子育て支援課
幼保一元化	公立園の統合・民営化を含め、総合的に研究を行う。	学校教育課 子育て支援課
公立幼稚園の統廃合	少子化による児童数の減少状況に鑑み、規模の適正化を図る方向で検討を行う。	学校教育課
山添村野外学習施設のあり方	グレープヒルスポーツ公園ふれ愛広場の利用状況を見ながら、今後のあり方を検討する。	社会教育課

⑦ その他

取組	取組内容	担当課
建設事業費の見直し	取組前中期財政収支見通しより縮減を図る。	財政課
公債費の抑制	起債借入に係る据置期間の短縮による借入利率の低減、臨時財政対策債の発行抑制、繰上償還による公債費の削減に取り組む。	財政課
国民健康保険料徴収制度・徴収方法の見直し	国民健康保険料の支払い方法の選択肢を広げるとともに、現在の徴収員制度のあり方について見直しを行う。	保険年金課
効率的な組織運営	効率的かつ効果的な行政組織のあり方について検討する。また、迅速かつ的確な判断ができる人材の育成を図るとともに、適正な職員配置に努める。	政策推進課 人事課

歳入確保策

① 市税等の徴収率の向上等

取組項目	取組内容	担当課
市税	徴収率の向上に取り組む。	税務課
介護保険料	徴収率の向上に取り組む。	高年介護課
保育園保育料	徴収率の向上に取り組む。	子育て支援課
国民健康保険料	徴収率の向上に取り組む。	保険年金課
下水道受益者負担金	徴収率の向上に取り組む。	下水道総務課
市営住宅使用料等	徴収率の向上に取り組む。	建築住宅課
滞納徴収強化策の検討	市税・国保料・介護保険料等について、横断的な滞納額の把握による一括した納付指導や、大口滞納者への対策強化など、滞納徴収強化策を検討する。	政策推進課 関係課
固定資産税（償却資産）の課税強化	納税義務者の抽出や新たな課税客体の掘起しを継続するとともに、事業所、国府関係機関への書類調査、実地調査等を行い調定額の増加を図る。	税務課

② 受益者の適正な負担

取組項目	取組内容	担当課
住民票等交付等手数料	受益と負担、また近隣市との均衡の観点から、住民票等交付手数料などの定期的な見直しの検討を行う。（住民票等交付手数料の 200 円→300 円への引き上げなど）	市民課・支所

その他の各種手数料	現行 200 円の手数料について、住民票等交付手数料と同様の見直しを図る。その他の手数料についても、コストを検証しながら定期的な見直しを検討する。	行革室 関係課
保育園保育料	国基準を勘案して、定期的に改定を行う。	子育て支援課
家庭系ごみ減量化	3R 運動「リデュース（ごみの排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」など、ごみの減量化にむけた取組について検討する。	環境衛生課
公共下水道使用料	適正水準の確保に努める。	下水道総務課
幼稚園保育料	適正水準の確保に努める。	学校教育課

③ 市有財産の有効活用

取組項目	取組内容	担当課
不用地等の有効活用	不用・低未利用地の売却及び貸付を行う。	管財用地課
公用車その他の不用物品の売却	公用車ほか不用物品の公売を行う。	管財用地課
市営木造住宅敷地売却	市営住宅改修の財源とする。	建築住宅課

④ その他の収入の追求

取組項目	取組内容	担当課
広告料収入	公共施設におけるモニター広告や看板広告をはじめ、公共施設循環バス、封筒等印刷物など多様な媒体を利用して広告料の確保を図る。	行革室 関係課
各種イベントにおける協賛金等の募集	スポーツ大会をはじめ各種イベントにおける協賛金収入の確保や広告掲載による現物支給を図る。	行革室 関係課
退職手当債	支出額の平準化を図る。※H27 年度までの特例措置のため、H28 年度以降の発行は見込まない。 退職予定人数（水道局のぞく）H26:11 人 H27:14 人 H28:5 人 H29:7 人 H30:15 人	財政課
自動販売機の収益加算金の確保	公共施設設置の自動販売機 34 台について、設置者を募集し、収益加算金を徴収する。	管財用地課 関係課
広域農道の市道化	広域農道の市道化により、今後必要となる整備に要する交付金の確保とともに、道路延長等を基礎とする地方譲与税交付金等の増収を図る。	道路課 産業振興課
自動交付機撤去後スペースの活用	H26.4 月の自動交付機全廃に伴う撤去後のスペースについて、活用法を検討する。	管財用地課
大阪府市町村振興補助金の確保	財政健全化への取組により得られる大阪府市町村振興補助金の増額に努める。	財政課

主な財政用語の解説

実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたもの。
実質収支がマイナスとなれば赤字団体といわれる。

単年度収支：当該年度だけの収支を示すもの。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。

一 般 財 源：使い道が特定されていない収入。
代表的なものとして、地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金などの税関係収入及び地方交付税（その振替財源である臨時財政対策債を含む）などがある。

特 定 財 源：使い道が特定されている収入。
国庫（府）支出金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料などのうち使途が特定されているものをいう。

地　方　債：地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。また、地方債を発行することを、起債という。
建設事業や収益的な投資のように将来の住民が経費を分担することが、また、将来の収益で返済することがむしろ公平である場合等に起債ができる。（赤字地方債に対し、建設地方債と呼ぶこともある。）

赤字地方債：地方債は建設事業等の財源とするために発行できることとされており、一般的な収支の不足に対して起債することは認められていない。
しかし、法律の特別の定めにより、減税等による税の減収を補填するためや地方交付税交付金の財源不足を補うため、例外的に一般財源として発行が認められる地方債の通称。
（例：臨時財政対策債、退職手当債など）

地方交付税：地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が一定基準に基づいて交付するもので、国税のうち所得税・酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29．5%及びたばこ税の 25%がその財源となっている。
普通交付税と特別交付税の区分があり、平成 25 年度時点では、総額の 94%が普通交付税（通常収支の不足対応）、6%が特別交付税（特別な財政需要への対応）とされている。

基準財政収入額・基準財政需要額

：地方交付税の算定において、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額（＝収入額）、及び標準的な水準の行政活動を行うための財政需要を一定の合理的な方法によって算定した額（＝需要額）
需要額が収入額を上回る場合、その不足額を基礎に地方交付税が交付されることとなる。

臨時財政対策債：いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できるとされている。この臨時財政対策債は平成 13 年度からの制度で、国の地方交付税特別会計が借り入れによる地方交付税財源不足の補填方式をやめて、地方公共団体が直接に借り入れを行う方式に切り替えたもの。

退職手当債：地方公共団体職員の退職手当の支払いに充てる赤字地方債をいう。
団塊の世代の大量退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処し、近年、発行条件が緩和されたが、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第５条の特例として、国の許可を受けて発行される。

扶助費：生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などに基づき被扶助者に対し支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助事業の支給額の総称。現金のみならず物品の提供に要する経費も含む。

公債費：借り入れた地方債の元金や利子を償還するための経費。

経常収支比率：市税や普通交付税などの毎年経常的に収入される一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費といった義務的経費など、経常的な経費に充てられる財源の割合を指標化したもの。
財政の弾力性を測定する比率として使われ、経常収支比率が低いほど弾力性が高くなり、普通建設事業など政策的な経費に充当できる余力があることを示す。
100％を超えると、通常の収入では通常の支出を賄えていない状況である。

標準財政規模：地方公共団体の一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことで、地方税、地方交付税、地方譲与税などがこれにあたる。）の標準規模を示したもの。

普通会計：一般会計など各会計の範囲は、地方公共団体ごとに異なっているため、財政比較などをするために統一的に用いられる会計区分のこと。羽曳野市では、一般会計と特別会計の一部（健康ふれあいの郷事業特別会計及び土地取得特別会計）が普通会計となる。

〈財政健全化判断比率（4指標）〉

実質赤字比率：普通会計に生じている赤字額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になるのかを表す指標。

連結実質赤字比率：市の全会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）における赤字額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になるのかを表す指標。

実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額（公債費）が、標準財政規模に対してどれくらいの割合かを表す指標。指標の対象は、市の全会計に一部事務組合等（羽曳野市で言えば環境事業組合、消防組合、後期高齢者医療広域連合を指す）を加えたもの。

将来負担比率：借入金（地方債）など現在抱えている負債額（将来支払うべき全ての負担額）が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になるのかを表す指標。指標の対象は、市の全会計に、一部事務組合等、土地開発公社、第３セクターまでを含めたもの。